

## 千葉県特別職報酬等審議会 平成18年度第3回会議要旨

- 1 日 時 平成19年1月16日(火) 午前9時30分から
- 2 場 所 千葉県庁本庁舎5階特別会議室
- 3 出席者 (委員) 最首会長、早川副会長、大塚委員、黒河委員、林委員  
平田委員、赤田委員、磯野委員  
(県側) 植田総務部長、袴田総務部理事、永妻総務部次長  
石井総務部参事(兼)総務課長、渡邊総務課副課長  
神子給与管理室長

### 4 議事経過

#### (1) 経過概要

- ・ 会議の成立を確認後、会長が議事録署名人を指名し、審議に入った。
- ・ 冒頭に諮問事項について再確認をしたうえで、答申案について、会長からの説明、各委員による質疑及び意見交換が行われた。
- ・ 審議の結果、退職手当の算定に用いる在職期間の月数について、任期の途中で退任した場合の取り扱いを答申に明記する修正をすること、その他の事項については原案のとおり答申することが合意された。
- ・ 答申については、平成19年1月19日(金)に、会長から知事へ答申することとされた。

#### (2) 主な意見等(順不同)

諮問が「適当と認められる水準及び算定方法」となっているので、支給割合だけではなく、どういう水準で決めたのか(東京、神奈川、埼玉の支給割合に合わせた)ということ答申の結論部分にも明記したほうがよいのではないか。

100分の60、100分の45という支給割合そのものが水準を表しているかと理解できるのではないか。

(退職手当算定上の)在職期間の月数の計算方法について、任期の途中で退任した場合も同様の問題が生じると思うが、表現が不十分ではないか。

(退職手当算定上の)在職期間は満月数で計算するという事で議論が一致したと思うので、誤解を招かないよう、任期の途中で退任した場合の取り扱いについても答申の中に明記した方がよい。

答申案の「2その他」の(1)は「社会経済状況等の変動を注視しつつ、適時に見直していくことが適当である。」となっているが、この「適時」というのをどう理解しておくのか。(委員間の了解事項としておくのか。)

(会長) 時期の解釈は幅広く考えている。必要があれば非常に短いところで再検討することもあり、状況を見ていて長くなることもある。特段の事情が出てくれば来年度もあり得る。

答申案の「2その他」の(1)の「社会経済状況等」というのは全国の意味か、千葉県という意味か。

(会長) (1)の「社会経済状況等」は如何様にも考えている。

答申案の「2その他」の(2)に「一任期当たりの給与総額といった観点からの検討も重要である」と書いてあるが、今回の答申自体が一任期当たりの給与総額を考慮したものであり、そのことが分かるようにした方がよいのではないか。

答申案の「2その他」の(2)は、今後、知事等の給料月額を考えるとときは、退職手当とかを含めて総賃金として考えるべきだと問題提起をしている。

給与総額の問題というのは、緊急性を要する課題だという思いがある。

今回は、給料月額について諮問されていないが、きちんとしかるべき時期に議論が必要である。

答申案の「2その他」の(3)については、千葉県全体を第三者機関が評価することはあり得ないと思うが、起債の際の千葉県の格付けなど、地方自治体の行政といえども第三者から評価されるという動きはどんどん強まってくる。そういう大きな動きを踏まえていかなければいけないという問題提起をしておくというのは、非常に意義のあることだと思う。

答申にはこれ以上書かなくてよいが、知事の退職手当の性格を宿題として認識していただきたい。

知事の退職手当は、一般職の退職手当とは性格が違っており、知事の水準引き下げが自動的に他に波及するというのは問題がある。議論した我々は、社会的な影響のある課題であるという認識を持っている。諮問は千葉県知事のことだけであるが、他の知事への波及など、色々な影響が横に縦に出てくる。

(文責 審議会事務局)